

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施		
		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法 11 条第 1 項等
当該項目の重要度、難易度	—		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
								予算額（百万円）	1,618,601	178,134	162,149	122,804	100,910
								決算額（百万円）	1,507,038	150,635	154,622	133,250	106,828
								経常費用（百万円）	106,991	148,831	169,094	155,617	112,269
								経常利益（百万円）	▲35	▲104	483	▲651	495
								行政サービス実施 コスト（百万円）	—	116	▲350	1,255	▲973
								従事人員数（人）	407	432	456	386	293

注) 主要なアウトプット情報（アウトカム情報）のうち下線部があるものは、「主な評価指標」欄の「その他の指標」を記載。

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。平成 26 年度 ①予算額、決算額：勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益：各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度 ①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p><b>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</b></p> <p>東日本大震災の復興事業がピークを迎えるに当たり、復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興支援を機構の最優先業務として位置づけ、体制強化・所要人員の確保を行うこと。</p> <p>また、事業費の適切な執行管理の下、地方公共団体から委託又は要請される業務を着実に実施すること。</p>	<p><b>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</b></p> <p>東日本大震災の復興事業がピークを迎えるに当たり、復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興支援を機構の最優先業務として位置づけ、体制強化・所要人員の確保を行う。また、収入支出・工程等の執行管理を徹底し、地元企業の事業参入にも配慮しつつ、CM方式等による民間技術力やマンパワーの活用等により、更なる加速化を図るものとする。</p> <p>被災市町村が自ら実施する復興事業について支援の要請があった場合には、民間住宅買取事業や復興事業の工事発注手続き等の技術支援に取り組む。</p> <p><b>(1) 復興市街地整備事業の推進</b></p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業について、事業計画に基づき着実に実施する。</p> <p><b>(2) 災害公営住宅の整備</b></p> <p>被災地方公共団体からの要請に基づく災害公営住宅の建設及び譲渡を着実に実施する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・被災地の早期の復興を実現するため、復興事業を遅延することなく、計画どおり確実に進めているか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>①支援体制等</p> <p>東日本大震災の復興事業がピークを迎えるに当たり、復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興支援を機構の最優先業務として位置づけ、平成 26 年 4 月に宮城県仙台市・岩手県盛岡市に震災復興支援本部を設置し、最大で現地 460 名体制(平成 28 年 7 月)で事業を実施した。</p> <p>また、岩手県・宮城県・福島県の 12 市町 19 地区における復興市街地整備事業において、CM(コンストラクション・マネジメント)方式の導入による民間技術力やマンパワーの活用等により、事業の更なる加速化を図った。</p> <p>宮城県女川町においては、災害公営住宅の買取業務の技術支援を、岩手県大槌町、宮城県気仙沼市・石巻市においては、復興事業の工事発注手続き等の技術支援を実施した。</p> <p>福島県の原子力災害被災地域においては、平成 29 年 4 月に福島県内に福島復興支援担当本部長を置いて復興を支援する体制を強化し、復興支援を本格化した。</p> <p>②復興市街地整備</p> <p>16 自治体から委託を受け、26 地区で事業計画等の策定・検討を行い、12 自治体から委託を受けて 22 地区約 1,300ha で事業を実施し、平成 30 年度までに、計 1,152ha(88%)の引渡しが完了した。</p> <p>高台住宅地に限っては平成 30 年度までにすべての引渡しが完了し、インフラ整備、駅や商業施設の開業、高台住宅地の完成等、住まいとまちの復興が目に見える形で着実に進捗した。また、事業の実施に際しては、被災者意向の変化に応じ、可能な限り事業計画の</p>	<p>&lt;判定と根拠&gt;</p> <p>判定：A</p> <p>東日本大震災の復興支援業務については、復興事業がピークである中、引き続き機構の最優先業務に位置付け、完成時期の遵守と施工品質の確保、現場の安全管理に配慮しながら、事業進捗にあわせた現地復興支援体制を整備し、事業を着実に実施した。</p> <p>復興市街地整備事業については、22 地区約 1,300ha の面整備を機構が被災市町の復興計画のスケジュールに沿って着実に実施し、平成 30 年度までに、計 1,152ha(88%)の引渡しが完了した。</p> <p>厳しい工程の中、高台移転、市街地の嵩上げ等広域で大規模な造成工事を伴う難易度が高い事業を各地区における複数の関連事業との工程調整なども含めて円滑かつ着実に実施した結果、高台住宅地に限っては平成 30 年度までに全ての引渡しが完了し、インフラ整備、駅や商業施設の開業、高台住宅地の完成等、住まいとまちの復興が目に見える形で着実に進捗している。また、事業の実施に際しては、被災者意向の変化に応じ、可能な限り事業計画の見直しも実施している。</p> <p>あわせて、企業、施設の立地促進に向けた土地区画整理事業の換地調整等による民有地の集約化(一定規模の用地の創出)や被災地に進出意向のある企業の誘致に向けた支援(マッチング)等を行い、機構のまちづくりのノウハウを活かしつつ、にぎわい再生に向けた施策も実施した。</p> <p>災害公営住宅については、要請済み地区での精力的な整備に努め、平成 27 年度までに要請を受けた全ての地区が平成 29 年度末までに完成した。</p> <p>また、平成 29 年度に岩手県から建設要請</p>	<p>評価</p>	<p>評価</p>

			<p>見直しも実施している。</p> <p>あわせて、企業、施設の立地促進に向けた土地区画整理事業の換地調整等による民有地の集約化（一定規模の用地の創出）や換地調整等による民有地の集約化や被災地に進出意向のある企業の誘致に向けた支援（マッチング）等を行い、にぎわい再生に向けた施策も実施した。</p> <p>③災害公営住宅整備</p> <p>平成 27 年度までに建設要請を受けた 85 地区 5,833 戸について、平成 29 年度末までに全ての地区が完成した。また、岩手県から建設要請を受けた盛岡市に整備する内陸避難者向け災害公営住宅（1 地区、99 戸）について、調査・設計等を進めた。</p> <p>公営住宅の整備に当たっては、賃貸住宅事業で培った経験・ノウハウを活用し、コミュニティ形成支援や高齢者等に配慮した住環境の整備を実施した。</p> <p>④福島県の原子力災害被災地域における支援</p> <p>福島県の原子力災害被災地域においては、3 町（大熊町、双葉町、浪江町）から復興拠点の整備事業を受託（3 地区、約 117ha）し、3 町における復興支援を本格化した。</p> <p>また、双葉町においては、平成 30 年度に双葉駅西側地区の一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業（1 地区約 11ha）や計画策定業務等を町から受託し、帰還困難区域内の拠点整備第一号として、まちづくり支援に着手した。</p> <p>さらに、拠点区域内の公益施設整備（役場庁舎、災害公営住宅、交流施設、産業交流センター等）についても発注者支援を行うとともに、各町のニーズに応じた幅広い支援（復興計画の改訂、福祉計画の策定、企業誘致への助言・協力、中心市街地の構想検討等）を行った。</p> <p>【受託事例】</p>	<p>を受けた盛岡市に整備する内陸避難者向け災害公営住宅（1 地区、99 戸）について、調査・設計等を進めた。</p> <p>あわせて、UR 賃貸住宅事業で培った経験・ノウハウを活用し、戸建住宅での生活に慣れた入居者間のコミュニティ形成支援等の施策も積極的に実施した。</p> <p>福島原子力災害被災地域における復興拠点等整備に向けた支援については、3 町（大熊町、双葉町、浪江町）から受託した 3 地区の復興拠点整備事業等を着実に実施したほか、双葉町では平成 29 年 5 月の法改正によって制度化された帰還困難区域内での復興拠点整備第一号として、令和元年度末運転再開予定の常磐線双葉駅周辺の復興拠点整備事業や計画策定業務等を町から受託するなど、復興支援を本格化した。また、拠点区域内の公益施設整備に係る発注者支援、まちづくり計画や福祉分野等の計画策定支援を行うなど、復興のステージや被災地のニーズに沿った支援を行った。</p> <p>これら原子力災害被災地域においては、未だ多くの住民が避難中であり、一部事業地区については立入りの規制が継続している等、事業実施にあたってより困難な側面がある中、被災地の早期の復興のため、避難者が帰町できる環境づくりに向けた復興拠点整備事業等を、遅延することなく、計画どおり確実に進めた。</p> <p>CM方式については、平成 24 年度の導入以降、事業進捗の各段階に合わせた改善やフォローアップによる復興事業の更なる迅速化等も相俟って、大量の宅地引渡しやまちの顔となるエリア拡大が実施されており、地元企業の事業参入にも配慮しつつ、CM方式の活用による工期短縮時の効果が成果に大きく結びついた。さらに、工事完了とまちの概成を受けて実施したCM方式の効果分析結果の取りまとめ、「復興CM方式の効果分析報告書」の公表や、国土交通省、地方公共団体や土木学会といった外部機関における研</p>	
--	--	--	--	--	--

			<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>地区・事業</th> <th>事業 区域 面積</th> <th>受託 年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大熊町</td> <td>大川原地区・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業</td> <td>約18ha</td> <td>H29.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">双葉町</td> <td>中野地区・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業</td> <td>約50ha</td> <td>H29.10</td> </tr> <tr> <td>双葉駅西第一地区・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業</td> <td>約11ha</td> <td>H30.11</td> </tr> <tr> <td>浪江町</td> <td>棚塩地区・産業団地整備事業</td> <td>約49ha</td> <td>H29.12</td> </tr> </tbody> </table>	所在	地区・事業	事業 区域 面積	受託 年月	大熊町	大川原地区・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業	約18ha	H29.4	双葉町	中野地区・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業	約50ha	H29.10	双葉駅西第一地区・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業	約11ha	H30.11	浪江町	棚塩地区・産業団地整備事業	約49ha	H29.12	<p>研究会等への参画・連携の中での周知等の施策により、水平展開に資するステップアップがなされた。</p> <p>以上のことから、中期期間における目標を達成しており、加えて、各被災市町の復興計画のスケジュールに沿って、受託した難易度も高い各事業を円滑かつ迅速に進め、復興の着実な推進に寄与したことを踏まえ、A評価とする。</p>	
所在	地区・事業	事業 区域 面積	受託 年月																					
大熊町	大川原地区・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業	約18ha	H29.4																					
双葉町	中野地区・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業	約50ha	H29.10																					
	双葉駅西第一地区・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業	約11ha	H30.11																					
浪江町	棚塩地区・産業団地整備事業	約49ha	H29.12																					
			<p>⑤CM方式の活用等</p> <p>平成24年度に導入を開始したCM方式に関しては、市町・機構・CMR（コンストラクションマネージャー）が連携した各種課題等への対応や遅延防止、建物等の同時立ち上がりが必要な施工と並行したライフライン調整など、導入したマネジメント方式の利点を活用することで大量の宅地引渡しの実現に大きく寄与し、地元企業の事業参入にも配慮しつつ、CM方式の活用による工期短縮等の効果が成果に大きく結びついた。また、円滑かつ効率的な事業推進を図るため、「原価管理ルールブック」「原価低減に向けた手引書」の策定、CMRとの役割分担や各種手続の更なる合理化による業務効率化、頻繁な宅地引き渡しが行われる事業完了段階に合わせた設計変更手続の平準化や一部完成検査の合理化等により、復興事業の更なる迅速化とコスト低減等を促進した。</p> <p>また、CM方式の水平展開に向けた施策として、国交省による「東日本復興CM方式の検証と今後の活用に向けた研究会」（平成28年9月～平成29年3月）において、機構から制度設計、改善、評価等のこれまでの施策を提供することで、近年頻発する災害に対する復興事業への適用可能性はもとより、一般の</p>																					

			<p>建設工事におけるCM方式の適用可能性の検証がなされた。この結果、現在国交省で進めている「多様な入札契約方式のモデル事業募集」にあたってモデル事業の一例となった。また、順次工事の完了とまちの概成を迎える段階に合わせ、CM方式を導入した全ての地区における現場実務者との意見交換等を行い、学識経験者、国交省、業界団体、URで構成する「マネジメントを活用した事業推進検討会」を活用して工期・コスト・安全・品質の観点から効果、課題、限界、今後に残すべき技術的事項の蓄積等のとりまとめを実施した。これらは「復興CM方式の効果分析報告書」として取りまとめ、平成30年度に記者発表とともにホームページ上で公表した。</p> <p>また、土木学会建設マネジメント委員会契約約款企画小委員会によるコストプラスフィー契約約款の検討及び公共土木事業によるピュアCM方式の普及拡大に向けた検討において、CM方式で得られたノウハウを提供。コストプラスフィー契約約款に関しては、同学会による「コストプラスフィー契約に関する検討報告書」の取りまとめの完了、公表に寄与。さらに、国交省による「CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会」に参加する等、外部機関における研究会等への参画・連携を積極的に実施した。</p> <p>なお、CM方式がこれまでにない新たな事例で事業のスピードアップ等の成果を得ていること、土木事業におけるマネジメント技術の発展に貢献したことが評価され、平成27年度土木学会技術賞を受賞している。</p>		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
無し